

第 1 回沖縄県立芸術大学ハラスメント対策等に関する協議会 議事録

日 時：令和 8 年 6 月 10 日（水）15 時 45 分～16 時 45 分

場 所：県庁舎 6 階 第 1 特別会議室

参加者：（県 側）沖縄県文化観光スポーツ統括監、文化振興課長 （司会）文化振興班長
（大学側）副学長（総括）、美術工芸学部長、音楽学部長、事務局長

○司会 それでは、定刻になりましたので、第 1 回県立芸術大学におけるハラスメント対策等に関する協議会を開催いたします。本日、司会を務めます文化振興課山本と申します。よろしくお願いいたします。それでは、会議に先立ちまして、文化観光スポーツ統括監の高宮城からご挨拶申し上げます。

○高宮城統括監 はい。皆様こんにちは。ただいまご紹介に預かりました、文化スポーツ統括監の高宮城です。本日、沖縄県立芸術大学におけるハラスメント対策等に関する協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本協議会は、昨年度から報道などでも取り上げられておりますけれども、沖縄県立芸術大学のハラスメント問題への対応といたしまして、ハラスメントは決して許さない、という決意のもと、今後、大学のハラスメント対策の方針ですとか、それから実効性の確保などにつきまして、県と大学で意見交換をする場として設置をさせていただきました。活発なご意見、意見交換を通して、お互いの認識を共有させていただき大学運営がよりよいものになるように繋げていきたいと考えております。これが設置をする意義と考えておりますので、それぞれのお立場からご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、1 点、お約束ごとといたしまして、本会議では、個人情報に関わることすとか、個別の事案に関することについて議論する場ではございませんので、ご発言の際には、個人が特定されるような発言等には十分、ご留意いただきますようお願いをしたいと思います。それでは本日どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。続きまして、私の方から、ご出席いただきました皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。座席順ということで、議長であります、高宮城邦子文化観光スポーツ統括監、続きまして下地正人文化振興課長。よろしくお願いいたします。沖縄県立芸術大学から、阿部雅人総括副学長。同じく、美術工芸学部長、花

城美弥子様。音楽学部長、澤村康恵様。事務局長、伊田幸司様。よろしくお願いいたします。

本日は、構成員 6 名中 6 名全員の参加いただいております。沖縄県立芸術大学におけるハラスメント対策等に関する協議会運営要綱第 5 条第 3 項で規定する定足数、過半数を満たしておりますのでご報告いたします。それでは議事に移ります。この後の議事進行につきましては、議長である高宮城統括監にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高宮城統括監 はい。それでは、意見交換を開始したいと思います。会議の公開につきましては、沖縄県立芸術大学におけるハラスメント対策等に関する協議会運営要綱第 2 条によりまして、原則公開としております。本日はマスコミの皆様もお見えになっておりますので、録音、録画、撮影についても許可し、会議を進行したいと思います。よろしいでしょうか。

ご協力ありがとうございます。それでは本日の議題ですけれども、会次第の 3 番目にございますとおり、「沖縄県立芸術大学におけるこれまでのハラスメント対策及び課題等について」となっております。それでは、大学側でご用意いただきましたレジュメを用いて、ご説明をいただきたいと思います。

資料 1 の 1 番目「本学のハラスメントに対する基本的な考え方について」ご説明をお願いいたします。

○阿部総括副学長 はい、それでは私の方から。私は 2021 年度からハラスメント防止対策委員長をしており、それから副学長を務めております。本学は、ハラスメント防止宣言、というものがありますので、まずそれを読み上げたいと思います。

「沖縄県立芸術大学は、職員等、学生及びその他関係者が、個々の人格と人権が尊重され、それぞれの能力が最大限に発揮される教育、研究、就学及び就労の環境を作り維持していくために、ハラスメントに対し断固たる態度でこれを排除し、防止することを宣言します。本学はその責務と義務を達成するために、ハラスメント防止と排除のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対処するための措置についてガイドラインを定めます。このガイドラインを広く周知させ、これが守られるよう努めるとともに、安心してハラスメントに関する相談をすることができる環境を作ります。そして、相談者及び関連する人のプライバシーを尊重し、秘密を厳守し、真相の解明・被害回復・再発防止等の適切な措置を迅速に取るよう全学で取り組んでまいります。」

というのが本学の防止宣言です。

まずは、このハラスメントを断固として許さないという意思表示をしている点。

この防止宣言の中で「適切に対処するためのガイドライン」というのは、本日の資料にありますとおり、この「NO ハラスメント」というパンフレットの中で、問題の解決方法等を細かく示しています。このパンフレットを全教職員、学生に、配布してきているところです。それから「安心して相談できる」という方法がありましたけれども、その環境については、以前までは学内者で、相談員を配置してやっておったんですけれども、相談員の心理的負担及び専門性について、相談者も、学内の教員と相談しにくい、ということもありましたので、現在は全員、外部委託をして、相談を行うということ。

それから、ハラスメントの調査が必要だと思われる案件に関しましては、本学とは全く関係のない専門家による調査委員会を立ち上げて、調査の透明性と客観性を担保した上で、ハラスメント調査を行っております。それまでは、身内で調査して裁く、ということがあったわけですが、その後の組織運営に必ずしもよい影響があったかといえ、そうではないこともありましたので、外部に委ねることにしています。

それから現在、ハラスメント防止対策委員会というところも、外部の弁護士が入っていただいて、法的根拠をしっかりと担保した上で、ハラスメントの認定を行っているところでございます。先月、5月に我々、国公立の芸術系大学での集まりで「5 芸大」というのがあって、毎年5月に5 芸祭というのをやっているんですけど、そのタイミングに合わせて集まって、いろんな情報交換してるんですけども、今年度のテーマはキャンパス・ハラスメントという内容でした。

どの大学もハラスメントに対しては、非常に苦慮してるという現状がやっぱりあります。その中で各大学におけるハラスメントの現状と取り組み方について情報交換したんです。ある大学は、同じように、伝統的な徒弟制度ですね。伝統的な徒弟制度によって、ハラスメントが起きやすく、不可視化されやすい、見えにくいというような発言もありました。それから、調査についても、慎重な精査が必要で、部局間調整も多大な時間がかかる。そういった報告もありました。

本学も今現在、行われている調査はかなり長い期間を要しているところです。それについて、情報が開示されないことが少し懸念されているところですが、意図的にそういうこと引き延ばしているってことは決してなくて、むしろ包み隠さずすべてやっている、という認識でおります。

そういうことの、包み隠さず情報公開してきたことが、もしかしたら、本学においてハラスメントが多くなったというような印象を持たれてることもあるかもしれません。

それは反対に、私たちは、全部公開している、と捉えているところです。

ハラスメントというのは、やはり私もですね、ハラスメント防止対策委員長を 6 年もやっていると、やはりこれは難しい問題だという風にすごく感じております。

どうしてもその社会の 1 人として、組織にいる以上、ハラスメントを、これ一掃するってことはなかなか難しい。ある程度、最終的にはもちろん組織の体制もあるんでしょうけども、一人一人の意識が重要なと思っています。それでも組織としては、このハラスメントを決して許さない。そして、厳しく対処するんだという雰囲気をやっぱり、組織として、打ち出していく。醸成していくことが、非常に重要じゃないかというふうに、現在私は考えてございます。

○高宮城統括監 ありがとうございます。この 5 月の 5 芸大。今年度のテーマが「ハラスメント」であったということですが、これは芸大の方から提案されたのですか。

○阿部総括副学長 いえ、本学ではなく開催校が。今年度は、京都市立芸術大学でした。その開催校が、1 つのテーマを出して意見を出していくきまりなんですけれども、その中でもいろんな集まりがあるんですけれども、教職員の集まりとして、そういった議題があがりました。私もそこに参加しました。

○高宮城統括監 続きまして、資料 1 のレジュメの 2。芸大さんで取り組んでおられる事項・考え方で 8 項目ございますが、これに関して意見交換を進めていきたいと思います。下地課長、質問などありますか。

○下地文化振興課長 文化振興課長の下地でございます。具体的な、取り組んでいる事項の考え方についてご質問をさせていただければと思っております。少し意地悪な流れかもしれませんが 8 番目の方から。すみませんがお聞かせ願えればと思います。

「大学教育からの門下、それから門下制度に基づく指導などの排除」とございます。我々は、決して教育現場の方はなかなか、明るくはないというところで、芸大特有の師弟関係といいますか、あるいは絶対的な主従の関係みたいな。そういう印象があって、そこを私たちのような素人は「構造的」だというふうに認識しがちだと思っております。

これっていうのはなかなか、解決といいますか、そもそも取り組もうとすること自体が難しかったりするのではないかなと思います。この辺り具体的にどういった取り組みですとか、考え方に基づいて、実施をしよう、ないしは実施をされているのか、というと

ころをお聞かせ願えないでしょうか。

○阿部総括副学長 まずですね、その門下制度っていうのは、私たちの、このような芸術の中では、昔からもう当たり前のように行われているものです。

私は音楽ですけども、やはり 1 人の先生に習うことで、その先生の良いところ、吸収するってこともあったわけですけども。やっぱりそれだからこそ、特定の先生の影響が強く及ぶというようなことは、これはあった。

そういうことが、これは他大学の資料なんですけども、「濃密な師弟関係、伝統的な徒弟制度にハラスメントも起こりやすく、不可視化されやすい」ということ。

それから狭い世界ですね。要するに、同じ分野でいくわけですから、先生に従わなければ、この世界で生きていけないんじゃないか。卒業後も続く業界ネットワークが、報復するという懸念がある。そういうことが言われる。

それからもう 1 つ、これは門下制度というか、芸術大学特有のことだと思うんですけども、表現そのものが、個人の心理的側面と密接であると。愛だの恋だのってこともありますし、そういうことが、事情が複雑化してとても難しくなっているという事情。

それからこれは私たちも気をつけなければいけないことなんだけれども、一生懸命指導するあまり、言葉が厳しくなる。ありますよね。これは門下制度に特有だと思うんですね。この、こうやるべきということがもう強要されていて。それは、全部が全部、間違ったことじゃないかもしれない、そういうことで培われていく技術、芸術表現もあるかもしれないとは思いうんですけども。

一方で、大学においては、そういったことが果たして適切なのか、ということなんですよ。大学としては、単位を与えて学位を与えるっていうことなんですけども、そういうところに、そういったものが必要なのか。というところに立ち返って、それが必要じゃないんじゃないか、ということをもう 1 回皆さんで認識しましょうと。

これは、認識してるように思われていても、個々の教員としては、やはりそれは当たり前のように思ってる方が、多分にいらっしゃると思うんですね。なので門下制度はやっぱり大学の教育には馴染まないですよ、ということを確認していきましょう、ということでございます。

○下地文化振興課長 具体的に。例えば音楽学部で、こういったところで、大学内で先生方で話し合われた、ことというのは何かございますか。

○澤村音楽学部長 音楽学部ではやはり、今のようなご指摘もいただいておりますし、一

一般的にやはり、芸術、音楽や伝統的な分野においてはそのような、師弟関係が強いというか、起こりうる分野であるというのをまず確認をしています。

その上で、音楽学部では、教授会におきまして、やはり大学教育においては、そのような、師弟関係の制度に基づく考え方が、大学教育の中では排除すべきだっていうことを確認をしまして。それが3月の教授会の話ですけれども。

そこにおいて、やはりそういう考え方。呼び方自体も「門下」を排除しようということ、音楽学部では確認をしまして、そのような取組ですね。まずは教員の考え方から変えていこうというようなところです。

○高宮城統括監 ありがとうございます。その教授会というのはいつ。

○澤村音楽学部長 今年の3月です。

○高宮城統括監 「門下」という、その表現とかも使わないと。

○澤村音楽学部長 そうですね。学外では、そのような考え方が残っている分野もたくさんあるんですけれども、大学内では、そのような考え方や呼び方を排除しているということです。

○下地文化振興課長 美術の方ではないでしょうか、そういったことは。

○花城美術工芸学部長 美術の方では、門下制度はなく、通常の授業において、各専攻であったり、複数名で授業をする体制となっていますので、その様な事はないと思っております。

○下地文化振興課長 いま、複数担任制の話が出てまいりました。少し移って6番の方になりますけれども、現在の「複数担任制とか複数指導体制による指導」については、どういったふうにされていますでしょうか。報道では、あまりそれっていうのは効果がないんじゃないか、といったご意見もあると聞いておりますけれども、このあたりについてはいかがでしょうか。現状と、それから、考え方についてお聞かせ願えればと思います。

○阿部総括副学長 結局、門下制度というのは、1人の教員が、1人の学生と対峙して、そのかたをコントロールするっていうんですかね、そういったことが、あるということなんです。やはり1対1になることによって、そういったことに近いことも起きる可能性があるのではないかなと。

それで、複数指導ができれば一番いいんですけれども、実際に今まで1対1で指導をしていたところに、例えば教員が2人です、ということになると、それは単純計算したら

倍の時間なので、これまでと全く違うような業務ですね。それは実際には難しい。

なので、ちょっとここ、誤解されているかもしれませんが「複数指導体制」というのが複数でやってるのかということなんですけども、実際はそうではなくて、その1つの授業を複数名で管理しましょうということです。

少なくとも、個人レッスンっていう授業も、我々であれば管打楽器という授業ですが、それはいろんな先生方が1つの授業をやる。だからその1つの授業というものを、やはりシラバスというのがあるって、こういった形で、1年から4年までやりますよと。そういう中で授業を行っているので、私と、例えば音楽部長の間でも、先生の授業を、私がどういった授業してるかということを確認する必要があると。ただ、今までそういったことの確認っていうのが、私たちはやっていただけども、必ずしもそこまできっちりやってないところもあったかなと。そういった意味で、1人の学生に対して複数名の担任をつけて、そこで少し2人体制で見ていきたいと思います、ということです。

それからもう1つは、その学生もですね、自分の先生は、ある先生1人だけじゃなくて、もう1人いるんですよ、ということで、何かあったときに相談がしやすい。そういった意味で2人でやりましょうね、っていうような体制にしませんか、っていうのが、複数担任制の考えです。

○澤村音楽学部長 そうですね。専門分野の直接の指導について、今も、2名とか複数名で行っているというわけではなく、複数の教員で1人の学生を、指導・支援していこうという体制づくりをまずはしていきたいと考えていて、それも3月の教授会のときに、やはり指導を直接を2人体制にすることは難しいけれども、まずは、学生1人につき2人担任という考え方でもいいので、まずは2人の担当を決めようということで、これを決めました。

この4月からは、主担任と副担任がすべての学生についてつく、ということで、一覧表を作成し、それについては学生にも、あなたの担当はこの教員とこの教員です、と伝えているところです。今後は、先ほどもありましたけれども、シラバスに基づく授業の、教育の質という面でも、複数指導体制が導入できないかと。いま、学部でも継続的に検討はしているところなんですけれども、そこはマンパワーのところや、時間的な制限もありますので、なかなかそのすべてにおいて、一気に導入というのがちょっと難しかったものですから、まずは、複数担任制から取組んでいるところでございます。

相談するとか、学生に何か問題があったときに、いろいろな教員で対応していきたい

い、支援していきたいというのが、主な目的ですので、履修指導とか、あと大学生活全般にわたる支援についても、その2人を中心に。その他の教員ももちろん、何かあれば支援を行うんですけども、まずは2人いますよ、ということを学生に認識してもらった上で支援体制をとっていきたいと。1つの取り組みということです。

○高宮城統括監 まずは学生さんに安心をしていただくということですね。

○澤村音楽学部長 そうです。

○高宮城統括監 複数の先生がいると、評価とか、そういったところはどのようになさるのでしょうか。

○澤村音楽学部長 すべての科目におきまして、評価の基準というのは決まっております、それに基づいて、基本的には複数の教員で、その科目を担当していることが多いです。1人でというのはかなり少ないので、はい。

専門実技でも、我々ですと、楽器種がいろいろありますので、すべての「管打楽」というくくりの中でのすべての楽器種の教員がその科目を担当しており、そのすべての教員において、試験では専任教員が担当をしますけれども、1人の教員が、現在も評価をしているというわけではなく、専門実技に関しても、複数人で試験を実施して、その評価ルールの中で評価する。

評価の観点というのも、全ての教員でそろえて、というふうにしていますけれども、やはり実技というのはなかなか点数ということでは、いろいろな考え方がありますし、そこでなるべく、評価の観点をそろえていこうっていう取り組みを、ここ数年、大学では取り組んでいます。

○阿部総括副学長 以前はやっぱりあったんですね。やはり、教員によってやっぱ観点違いますから。技術なんて当然、ある人がよければ、ある人はだめだというのがあったんですね。

それを、例えばですけど、だめという方が1人で評価してたら、もうどんどん、その科目が、だめになっちゃうわけですね。不可がいっぱい。そういうことじゃまずいので、ある程度皆さんの平均でいきたいと思います。それから、評価の観点をそろえていきたいと思います。

こういうことを評価しますよってことをわかりやすくするために、ループリックっていうのを導入してですね、そういうものを利用して、ある程度平準化していくっていう取り組みをしています。

○高宮城統括監 先ほど、シラバスにはなかなか、っていうお話がありましたが、複数担任制や複数指導体制。この、先生方へ支援というのは、もうすでに着手されているんですか。先生方に対するフォローというか。

○澤村音楽学部長 そうですね、担任という意味では、学生の支援に対して、複数人で、なるべくセーフティネットということで取り組んでいただくように、というのは先生方をお願いしているところでもありますけれども、教育の内容で複数教育の面で、シラバスに基づいた、完全な複数指導体制というところまではちょっとまだ、意見交換というか、審議を継続的に進めているところです。

いろんな、例えば音楽学部内でも、授業公開。他の教員の授業を参観するという取り組みもありますけれども、その回数を増やすのか、別の勉強の機会をもうけるのか、本当に誰かの授業の時に聴講に行くのかとか、そういう細かいところですね。どういう方法が、音楽にあった、より効果的な取り組みになるのかっていうのを、ハラスメントの問題ももちろん重要ですし、それと並行して、教育の質の向上というところにも、着手していければと思っています。

○阿部総括副学長 教員の支援ということなんですけども、もともと複数担任制っていうのは、こういう考え方の前にやっていたコースっていうのがある。というのはどういうことかっていうと、我々週に1回とか月1回このコース部会みたいな開いてるんですね。その中で、誰々さんがどうだったね、あの子はどうだったから、こうした方がいいんじゃないのっていう話を、お互いに話ができるコースであれば、実際その複数担任制みたいな形のことをやっていた。

ただやはり、教員もいろんな方いらっしゃいますから、そういったことが話しにくいという関係性もあるんですね。

結局何か、そういうところ…、風通しが悪い。そういうふうになってしまうと、やっぱりその学生にも、そういったことは波及してしまうということもあったのかな。だからそういったところも含めてそのまず教員同士で、そういったコミュニケーションをちゃんとしていましょうねというようなお話は、あります。

○高宮城統括監 O Bの方とか、報道でもありましたが、この複数担任制がハラスメントの防止には繋がらないのではないかというということがあったものですから。実際に、どういう風に進めていらっしゃるのかというのを確認したいという趣旨でお伺いいたしました。

○阿部総括副学長 ハラスメント防止に繋がるかって言われれば、直接的ではないかもしれない。でもやはり、そういったことがやっぱり間接的にですね、じわじわときいてくることは、やっぱりあるんだなと思うんですよね。そういう意味で言うと、我々がここに項目で出してるものっていうのは、ハラスメントを、これやったからなくなるっていうものではないかもと。

○高宮城統括監 全体の取り組みとしてですね、どうやって良くするか。何ていうんですかね、体制は、相談の体制とかは作られていて、そこに生徒さんが安心して相談ができる。そういう風土といいますか。どうやって作っていくということが、多分キーになると思っていて、その1つの、選択肢として、複数担任制というものもあるかなと。

いま先生からお話伺った、「あなたに関わっている先生は、この先生とこの先生ですよ」という、1人ではなく、何かあればこちらに相談できるよ、っていう安心感を与えられることが、非常に重要なのかなと思いました。

○阿部総括副学長 そう思っただけだと。はい。

○高宮城統括監 ちょっとここは、この部分は、我々も、注視させていただきたいという風に思います。また引き続き情報を入れていただけるといいかなと思います。

○下地文化振興課長 少し今の話の、また延長かもしれないですけど、先生同士のコミュニケーション。私たちの県庁の中でも感じはするんですが、その、人間同士のコミュニケーションですから。

仲がいいとか悪いとかっていうのが、もしかしたら、少し齟齬になって、その関係性があまり確立しないから、複数担任になっても、なんていうか、学生がちょっと怖さを感じちゃうみたいな。その関係性の悪さが、学生にとって壁になってしまうかもしれない、というようなところは少し。少しというかよくわかるな、なるほどな、というふうに思いました。やっぱり、各先生方の、学生と先生方だけじゃなくて、先生方同士の雰囲気というのが、とても大事になるかなと思いました。

その上でちょっと戻って、資料1の1のところの「研修」に少し行ってみたいと思うんですが、教職員の研修をどうやって。座学的な研修ということをやってらっしゃるということだとは思いますが、大体どういった研修をされているかというのをお聞かせください。

○阿部総括副学長 教職員に関しては、毎年1回、学外から講師を招へいして座学研修をしております。それから新入生には、私の方から、ガイダンスの際にハラスメントにつ

いて説明を行っています。赴任されてきた教員もですね。最初の研修のときに。

研修の仕方なんですけども、前は、教授会の席に講師が来て、対面でやってたんですけども、コロナでそれができなくなって、オンラインになりました。現在は、オンラインか対面かというのが、選択できるようになっていて、その代わり、全員実行してくださいと。受講された方はアンケートに答えてくださいねということで、100%受講を目指しています。

ただ、やはり対面じゃない方が結構いらっしゃるので、そこは少し今後、考えていかなければいけない。それから全員一緒にやっても、なかなか聞いているか聞いてないかもわからないので、グループワークですとか、少人数で、ちょっと分けてやるとかっていうことを、いま検討しているところ。これはこれからの話ですね。

それから昨年度ぐらいかな。やはりその芸術大学に特有の問題があるっていう。

残念ながら、一昨年、音楽学部で懲戒の事例がありました。そのことをきっかけに、やはり音楽に特有な事象があるので、そこに関して洗い出して、そこを気をつけましょうねという研修内容に変えていったということはありません。

あとは、研修はですね、ここ3、4年ぐらいは、琉球大学の矢野先生にお願いしているんですけども、矢野先生の言葉をお借りすれば、研修っていうのは、意味がないよねと言われつつも、何度もやるしかない。これは、耳にタコができるまでやってくれ。やって、やって、やります、しかないんだ。というお話をいただいています。

これはさっき、先ほど一番最初私が申し上げた通りやはり個々の意識なんだと思うんですよね。最終的には、これはやっぱりハラスメントになりうる、気をつけなければいけないというふうに思える。そういった知識がなければ、やっぱり繰り返す。

それから、おそらくなんですけど、ハラスメントを起こす方は、見ている限りでは正しいと思っている。そういった行為を。これは自分にとって正しいから、って突き進んでいく。ただそこは、ちょっと待って、これはどうかな、っていうふうに考えられるようにするためにも、丁寧な研修を、やっぱりしていく必要があるなっていうのは、私は思います。

○高宮城統括監 研修は、研修を受ける機会というか、1年で、どのくらい。1年に1回、4月とか5月とかそういう。

○阿部総括副学長 そうですね。もう少し遅い時期ですかね。はい。

○高宮城統括監 学生向けも、年度当初から。

○阿部総括副学長 学生向けは年度当初しかやってなかったんですけども、今後、学生全員集めてですねやろうかなと思っています。

○下地文化振興課長 学生に対する周知のところで少し関連なんですけども、定期的なアンケートを実施されて、私も拝見をさせていただいたんですけども、ちょっとだけびっくりしたのは「相談窓口がどこにあるかわからない」みたいな項目に対するチェックがそれなりに多くてですね。

第三者が相談窓口になってるというところも、わからなかった、みたいところにチェック入ってる方が多くて。そこがやっぱり、大学の方でもこういったことをやってらっしゃるんだけど、知られてないところがあるのかなと思ったりして。

そこらあたりはどういった印象をお持ちなのか、っていうのは、伺えたらと思いますが。

○阿部総括副学長 これ、なかなか難しいですね。こちらとしては周知してるつもりではあるんですけども、なかなか学生が、実際は、っていうところがある。だから、ここちょっと今後検討すべきかなと。

学生も、何がハラスメントであるか、自分のメンタルの問題なのかだとか、わからなくて相談してることもあるんですよ。相談窓口があるんですけども、どこに行ってもわからない、っていうことも、やっぱりあるのかなっていうのは個人的には思います。

「これハラスメントですねって」いうふうな認識を、まずそれがわからなければしょうがない。ある事例としては、相談員じゃない所に、先生に相談しにいったときに「これはハラスメントだよ」って言っちゃうと、今度、またそれは別の問題が出てくる。

その相談の窓口の適切さっていうのは、これなかなか難しく、検討を、すごくしなきゃいけないです。はい。

○高宮城統括監 先ほど、複数の先生に相談できる体制がありますと。学生さんから、ハラスメントと思われる相談があったりすると思うんですよ。相談を受けた先生や事務局にもあるかもしれない。そこから相談の窓口へ、うまく繋いでいくような、そういった仕組みが必要なのかなと。

○阿部総括副学長 そこなんですよね。一応規定があって、相談を受けた教員はハラスメント相談窓口を紹介しなければいけないことになっている。なぜかっていうと、その相談を受けた教員が、相談を受けるとやっぱり、そのかたへ親身になるんで、その偏りになって、もう、それで「これハラスメントだよ」っていうふうになっちゃうと。ちょっと、本当だったらハラスメントでもない案件がどんどんどんどん、相談した子もハラ

スメントだこれはっていうふうに思うことはあるんです。

なので、そこで安易に判断しないで、相談窓口を紹介してください、ってことになって
いるんですけども、その規定を理解されていない教員もかなりいらっしゃると思います。

そこをどう、浸透させるかっていう…。そうですね、それこそやっぱり研修で実装、研
修でやっぱりちょっと言っていかなきゃいけないかなと。

今までの研修で、そういったこと、細かいことまでやっていたかという、確かやって
いない。このパンフレットを見せて、こうですよって言うだけです。だから実
際には本当にこういったことも含めて。

○高宮城統括監 そうですね。ケースワークみたいな感じで。

○阿部総括副学長 そうですね。はい。

○高宮城統括監 アンケートでも、第三者、学外に窓口をお願いをしていて、学内の者はそ
の情報にタッチできないんですよ、っていうようなことを知らない方が多いのかなって
いう風にお見受けしたので、やっぱりここね。つながをどうするか。

もっと相談しやすい、ケースじゃないこともあるかもしれないけれども、でも、ケース
かもしれないっていうことも、あると思うので。そこら辺、実装といいますか、進め
ていただきたいな、というのは思います。ちゃんと箱はあるので、体制はできているは
ずなので、それをどう、実態として動かしていけるか。

○下地文化振興課長 アンケートと研修が少し出たので関連で。OB 会の皆さんからも私た
ちの方にお声が届いたりして、その中でも、OB 会の皆さんが実施なされたアンケート、
大学のアンケートとは別に、独自でされたアンケートというものがあまして。

やっぱりそこは、私もとてもびっくりして。なかなかここで話ができないような内容の
ことも書かれたりしていて、だいたい昔のといえますか、2000 年前後ぐらいなのかもしれ
ないんですが、そういった事が起こるというところにも、強く驚きましたし、悲しい気
持ちにもなりました。今のアンケート、研修の中などで先生方にお話するのは難しいの
かもしれませんが、学外における、関係性とかルールづくりみたいなものも、そろそろ
と必要になってくるのかなという気もしました。そこについては、何か考えがあたりで
しょうか、

○阿部総括副学長 はい。今まではハラスメントのことに関してはですね、ある程度、こう
いった決まりを作ってきて、そういう規定を作っておけば、解るかなという、考えが甘
かったかなと思うところもあります。

実際のところ、やっぱり細かく、もう 1 つ 1 つ考えていかないと理解されないということは、あるんだろうと思っています。それで、これは別の大学のものなんですけれども、ガイドライン。ハラスメント防止のため認識すべき事項についての指針っていうのがあってですね。本学もあることはあるんですけども、わりとざっくりとしたものであるということなので、それは少しもっと細かくしていく必要があるかなと。

それから、もちろん今やってることは、個人指導でのあり方。こういうところに注意してください、こういう言葉遣いじゃだめですよとか、そういったことも含めて作成していかないといけないかなと。

○下地文化振興課長 これは、学外のルールづくりについても意識されて、今後何かやらないといけない、というお考えあつてのことでしょうか。

○阿部総括副学長 学外でも同じです。きちんとしたエビデンスがあるわけじゃないですが、ハラスメントが起きる場というのは、授業中というよりも授業外や学外で起こりうるという事の方が多いかなと思います。コロナもありましたので昔よりは減ったとは聞いてますけど、今でも飲み会等あると聞いてますし、そういった場所で、やはり気のゆるみもありますし、そういったものは必要だと思います。

○下地文化振興課長 資料 1 の 4 番「録音・録画」については、報道等で教員任せ、機材も提供されていない、チェック体制も整備されていないなどのご指摘もあるようですが、現在の取組状況と、課題に感じていらっしゃることもあると思いますので、そのあたりについてお聞かせいただけますか。

○阿部総括副学長 録音録画については、授業を管理するという意味合いで始めたんです。録音録画するっていうことの方として、先ほど言った複数指導体制の話もそうですが、授業をちゃんと管理するっていう意味合いの方がだんだん強くなってきたという側面がある。

教員からは、録音するのが煩雑だ、機材どうするんだという話が、実際あります。

ただ、私たちとしては、録音することはハラスメント防止にもやっぱりなり得るし、私もずっと録音してますけれども、録音することで自分の言動に、気をつけます。それから、我々は演奏家なので、演奏かどうかであるかっていうこと振り返りになるので、これは決して悪いことではない。私は自分のポータブルレコーダーを使ってやっていますから、これは簡単だなと思って、そうしてくださいと言ってるんですけども。

だからそれは、あんまりこう、機材もないとか、…それは研究費で買っていただいても

全然構わないんだけど、もう少し協力していただいてもいいんだけどな、というふうに個人的にはちょっと思う。

確かに、でもそれがハラスメント防止に直接繋がるか、といえば、先ほどの話と同じかなとも思いますけど、ただ、こういった私たちのハラスメント防止対策の取り組みっていうのは、このあいだの5芸大が集まっていろんな話を聞いたんですけども、決して遅れているわけではなくて。録音録画を授業でとするとか、複数指導体制にするとか、門下制度とか、ってことを言っている大学はどこもないんですよ。

そういったことをやっていって、今後、新しい何か、そういった方法を、提案できるんじゃないかなという。もしこれがうまくいけば、その間にはやっぱり、いろんな、やっぱりこれだめだねとか、これはよかったねっていうことは、いっぱいあると思うんですけども、ちょっとやってみないとこれはわからない。

誰がどう言っても、芸術大学というのは閉鎖的、外から見てわからないってことは絶対あったと思うんですよ。個人レッスンなんて、そうしか見えないと思うんですけども、そういったところに少し風穴をあける、っていう意味合いがあれば、大分変わるのかなというのは思っているところで、少し前向きに考えているところなんです。

ただ確かにそれは、やらされる教員にしてみれば、負担でしょうね。

○下地文化振興課長 お2人は何か、先生方の話し合いの中では何かありませんでしたか。

○澤村音楽学部長 そうですね。まず当初は、教員もしくは、学生による録音録画ということで、できる範囲から、もうとにかく進めていただきたいということで、私からもご説明しました。当初からいろんなご意見いただいてたのはもちろん事実でございます。記録を取るにしても、その管理をどうするのかっていうのは当初より、ご質問やご意見をいただいていたところです。

現在もやはり、組織的な管理体制というのがまだ、議論がまとまっておりませんで、なかなかその管理できてないがゆえに、やる意味があるのかとか、学内でもいろんな意見があるっていうのは、私も承知しております。少し時間がかかっております。

ハラスメントに直接的な効果があるかどうか、っていうのも、当初から言われておりました。ですが、やはり学生にとっても、教員にとっても、何か問題があったときに、やはりその録音を聞けば、その当時の状況が確認できるっていうのは、ハラスメント起こさない、起こしにくい環境づくりっていうには一定の効果があるのではないかと。私自身は信じて、皆さんにお願いしているところです、

先ほども申し上げた 3 月の教授会のときに、令和 7 年度の後期は、とにかく始めていただきましたので、令和 8 年度に、それを継続するかどうかというのは 1 度教授会でも、音楽学部で話し合いをもちました。

防犯カメラの設置、という意見がありましたけれども、すぐにはなかなか難しいと。予算的にも難しいということでありましたので、まずは自分たちでできること。記録をとって多少なりとも抑止になるのであれば、その取り組みは継続すべきではないかという意見にまとまりましたので、今は、個人の教員、もしくは学生が、とっているっていうことになっています。

あとは、パソコン等は大学の研究費等で購入している教員がほとんどですので、そのアプリを使っても、録音録画できますので、それを用いて、やっていただくように、ということをお願いしています。

また、音楽に関しては聞いてなくなるものですから、録音という文化は、以前からありまして。私たちが授業を受けていたときは、録音することもありますし、それはもちろん、教員、先生に、確認してからですけれども。また、以前から学生の方から自主的に録音したいってというような申し出を受けていることもありましたので、音楽の実技系に関しては、録音というのは、もともとない文化ではない。ということで、学生も、それほど、特殊なことだとは思っていない学生も、一定数はいる、という認識でいます。

ただ、学生が録音しないで欲しい、と言った場合、了承がない場合は、それは録音しないようにというのは、教員にも確認しています。

○高宮城統括監 先ほどの複数担任制とも通ずるんですけど、録音録画がすべてではないってというのは当然だとは思うんですけど、副学長がおっしゃっていたように、自分の言動を振り返るっていうのも、やっぱりそれを聞き返さなければ、ただ録音してるだけっていうことになるので。

意識づけといいますか、そういう、風土づくり。それがおそらく一番大事なんだろうと。とにかく、いかに安心して、学生さんに学ぶ機会を保障するか。とても大事なことだと思っていますので、ご尽力されてるっていうのは、わかりました。

けれどもやっぱり、意識づけといいますか、ハコといいますか、ルールを作った、取り組みも始められている、というのは承知しています。それをどう、実効性のあるものにしていくのかところに、我々関心を持っています。そのあたりで一緒に考えていきたいと思っています。

○**下地文化振興課長** 録音録画について、いまは個人で、先生と生徒で、ということだったと思いますけど、防犯カメラみたいなものっていうのは、効果、必要性としては先生方いかがお考えでしょうか。

○**阿部総括副学長** 私は、一昨年の事案のときから防犯カメラは必要かなと感じてたところですよ。ただ、いかんせん、やっぱりその予算がかかる。ただ、もう必要なところからカメラ設置したほうがいいんじゃないかなっていうことは、当時からですね、非常にもう言っていました。ますます防犯カメラ、やっぱり必要じゃないかな。

○**下地文化振興課長** 大体どういったところのイメージでしょうか。一定の教室とか。

○**阿部総括副学長** 一昨年の事案は、教室内で起きたことだったので、教室に入れるべきだろうと思っています。それからこれは、個人的な私の考えですけども、やっぱり各研究室ですね。

研究室は教員の私物ではありませんので、そこはやはり、レッスンする場所でもあるし、研究する場所でもありますので、ここは自分の部屋で、プライバシーが守られなきゃいけないというところではないと思っています。だから何も、そんな悪いことしているわけでもないのですから入れていいと思うんですよ、防犯カメラも。という考えです私は。

○**高宮城統括監** これ、やはりあれですか。教授会、そういったところに諮って、となりますか。

○**阿部総括副学長** 防犯カメラの設置に関しては、教授会に諮るべきものではないんじゃないかなと、僕は個人的に思ってるんですけど。大学の方針として、それを入れるというふうになれば、入れざるをえないんじゃないでしょうか。どうですかね。

○**伊田事務局長** 先生方の理解もですね、必要かと思うんです。

○**阿部総括副学長** ただ、教員がいくらと嫌だといってもですよ、いろんな理由があると思うんです。そこにはね。ただ、入れられないということがどういう理由なのかが僕にはわかりにくいです。

防犯カメラの設置をしますよ、って話を教員に向かって全員してるわけでもないんですが、ただ今後ですね、それはやっぱり検討する必要があるんじゃないかなと思いますけどね。

○**下地文化振興課長** 予算的なこともおありかなとは思いますが、けれども、そうですね、この辺りも事務的に協議できればと考えております。

あとは、そうですね、だいたい項目のお話はお聞きしたのかなと思いますが、5番の「教

室ドアの開放」というのも1つアイディアとしてある、ということでしょうか。

○**阿部総括副学長** これは、実技は1対1の授業ですけども、実技じゃない方、要するに講義系ですね。

講義系の先生たちは授業は1対1じゃない。複数名だからそれはいいんですけども、たまにやっぱり先生のところに訪ねてきて、指導する、個人的に指導するということがいっぱいあるわけですよ。それは別に音を出すわけではないのだから、ドアを開けておけばいいでしょうっていう話になってます。それは別になんでもない。これは美術工芸学部でもすでに取り組んでいます。

○**花城美術工芸学部長** 美術工芸学部では以前から、準備室や、先生方の研究室で個別指導がある場合は、密室にしない取り組みをしてきたところです。

○**下地文化振興課長** 最後1つだけ残っていたので、相談体制。「オフィスアワー制度の構築」についてお聞かせください。

○**澤村音楽学部長** オフィスアワーというのは以前も、大学として取り入れてはいいましたが、学生から、ちょっとわかりづらいという指摘もありました。

オフィスアワーというのは大学教員が学生の質問や相談に応じるための、あらかじめ設定した時間ってということで、その時間は誰が来てもいいですよという、時間帯を設定しているということです。

音楽学部では、今年度からは、週に60分程度、各教員が時間をきめて、それを一覧表にして学生に提示しております。ですので、これは複数担任制とは違って、専門分野にかかわらず、どの教員のところに話に行ってもいいですし、別にたわいのない話でもいいですし。もちろん、何か重要な相談があればそこでもできますし、オフィスアワー以外でも随時、相談を受け付けてはもちろんいるんですけども、より公の場として、いつでも開いてますよ、っていうのを学生にわかって欲しいということで、今回は一覧表にして、提示しております。

○**下地文化振興課長** 継続して、ぜひ、学生の安心が増えればいいかなと思っております。

○**高宮城統括監** 時間がなかなかなくなっちゃう。今日は、ここで終了しなければならないんですけども、継続してこの会を持ちたいといったところで、大学側に困りごとがあるですとか、そういったところを伺い、我々も一緒に認識を共有しながら、この問題を解決していきたいというふうに思ってますので、引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。

○**下地文化振興課長** 今日の議論をまとめてみて、次回、必要な項目があればまた別の角度からも意見交換させていただければと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○**司会** 委員の皆様、長時間のご審議どうもありがとうございました。

今後の流れについて、ご説明いたします。いま、議長の方からお話もありました通り、次回の開催は7月頃を予定しております。日程につきましては、改めて事務局からご連絡することといたしておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

また、本日の議事内容につきましては、県のホームページに掲載する予定であります。

以上をもちまして、第1回沖縄県立芸術大学におけるハラスメント対策等に関する協議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。